

平成 29 年 5 月 19 日

社員(評議員)各位殿

一般社団法人
日本高気圧環境・潜水医学会 選挙管理委員会
副代表理事・選挙管理委員長 鈴木 信哉

拝啓 評議員各位におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今夏における本学会次期理事選出のため、選挙管理委員会が発足致しましたので、学会定款施行細則第 20 条に基づき、公告いたします。

① 日本高気圧環境・潜水医学会の理事の選出。

② 定数：理事 8 名

③ 任期：

現理事：平成 27 年 11 月 13 日～平成 29 年社員総会締結時

次期理事：平成 29 年社員総会締結時～平成 31 年社員総会締結時

④ 理事の候補者の資格については、施行細則第 22 条に従う。

(下記、細則参照)

⑤ 立候補者は、候補者になる旨を書面で提出すること。また、立候補についての趣旨書(200 字以内に簡述)を提出すること。

(細則第 22 条参照)

⑥ 候補者を他薦する場合は、推薦する評議員氏名、推薦される評議員氏名を明記の上、推薦する評議員による他薦についての趣旨書(200 字以内に簡述)と、推薦される評議員自身の承諾書を提出すること。(細則第 24 条参照)

⑧ 提出先：選挙管理委員会(学会事務局内)

住所：〒113-8519 東京都文京区湯島 1-5-45

東京医科歯科大学医学部附属病院高気圧治療部内

日本高気圧環境・潜水医学会 選挙管理委員会

○ 受付期間：平成 29 年 6 月 1 日（木）～7 月 15 日（土）17 時（必着）

⑨ 候補者数が定数を超えた場合は、選挙を実施する。

その場合は、

平成 29 年 8 月 1 日（火）迄：候補者名簿・投票用紙を評議員へ送付。

平成 29 年 8 月 20 日（日）午後 5 時迄に、投票用紙に記入し選挙管理委員会へ返送。

（細則第 25 条、26 条、28 条参照）

連記方法：理事：8 名連記 8 名選任

敬具

【問合せ先】

〒113-8519 東京都文京区湯島 1-5-45
東京医科歯科大学医学部附属病院 高気圧治療部内
一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会事務局
選挙管理委員会 宛て
E-mail : jshm.hbo@tmd.ac.jp
TEL:03-5803-4884
HP : www.jshm.net

定款施行細則抜粋

第 22 条 理事の候補者になろうとする者は、選挙の行われる年の 7 月 1 日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。

2. 引きつづき 3 ヶ年以上本会の評議員であり、かつ会費を完納していること。
3. 選挙の公告があった日からその年の 7 月 15 日までの間に到着するよう、書面によって理事の候補者になる旨を選挙管理委員会に届け出ていること。

第 24 条 評議員は、他の評議員を理事または監事候補者として推薦することができる。

2. 評議員が、他の評議員を候補者として推薦しようとするときは、予め推薦しようとする者の承諾を得て、前条第 3 項に定める期間の間に到着するよう、書面によってその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。
3. 定款第 17 条に定める評議員以外の者から選任する場合は、理事及び監事全員の合意と選任しようとする者の承諾を得て、前条第 3 項に定める期間の間に到着するよう、書面によってその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

第 25 条 選挙管理委員会は、候補者の氏名、その他必要な事項を掲載した候補者名簿を作成し、これを投票用紙とともに、選挙の行われる年の 8 月 1 日までに評議員に送付しなければならない。

第 26 条 選挙の期日は、選挙の行われる年の 8 月 20 日とする。

第 28 条 評議員は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に記入し、これを第 26 条に定める選挙の期日の午後 5 時までに選挙管理委員会に到着するよう送付するものとする。

※評議員とは、正評議員であって、3 年以上の正評議員を経験している者。

推薦評議員は含まない。